

観 参 第 1 1 1 9 号  
令 和 2 年 3 月 1 0 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
（公 印 省 略）

旅行業務取扱管理者の定期研修及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修  
に関する経過措置について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）により旅行業法（昭和27年法律第239号）が改正され、平成30年1月4日より施行となり、経過措置に関して「旅行業法の改正に伴う経過措置について」（平成29年12月28日付観産第622号）を発出しておりましたが、旅行業務取扱管理者の定期研修については、下記の通りの運用となりますので、貴都道府県登録の旅行者及び旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）並びに旅行サービス手配業者に周知徹底をお願いします。

記

1. 旅行業務取扱管理者の定期研修の扱いについて

改正旅行業法において、旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会（以下「旅行業協会」という。）が実施する研修（以下「旅行業務取扱管理者定期研修」という。）を受けさせなければならないこととなっている（旅行業法第11条の2第7項及び旅行業法施行規則第10条の6）。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、政府によるイベント等の開催自粛要請等を踏まえ、旅行業務取扱管理者定期研修の開催を延期とすることがあることから、平成30年1月4日から令和3年3月31日までに登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日が到来する各旅行者等に所属する旅行業務取扱管理者（営業所において選任されている旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの者（以下「選任管理者等」という。）に限る。）が研修を受講ができない場合には、旅行者等の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りるとした措置を別表のとおり、講じることとする。

(別 表)

旅行者の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日	選任管理者等が旅行業務取扱管理者定期研修を優先的に受講することができる時期	経過措置
平成30年1月4日～令和2年3月31日	平成30年1月4日～令和2年3月31日の間の旅行業の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修が延期となった等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。
令和2年4月1日～令和3年3月31日	平成31年4月1日～令和3年3月31日の間の旅行業の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修が延期となった等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行者の代表者名で、令和3年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。

このほか、選任管理者等の旅行業務取扱管理者定期研修の受講については、以下（１）～（３）の扱いとする。

- (1) 旅行業者等は、以後は同じ周期（５年ごと）で、選任管理者等に対して旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる必要がある。
- (2) 旅行業者等は、この表に記載の時期に依らずとも旅行業務取扱管理者定期研修を受講させることは可能であるが、研修受講希望者が一時期に集中することを回避するため、旅行業協会は２年以内に旅行業登録の更新の予定のある旅行業者の選任管理者等の研修受講を優先的に扱うことになることに留意すること。
- (3) 旅行業者は、この表に記載の時期において、登録の有効期間満了日の２か月前に当たる日までに旅行業務取扱管理者定期研修を受講できない場合には、旅行業者の代表者名で、令和３年３月３１日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りることとする。

## 2. 旅行サービス手配業務取扱管理者の研修の扱いについて

改正旅行業法において、旅行サービス手配業者が選任する旅行サービス手配業務取扱管理者は、第２９条において準用する第１２条の１２から第１２条の１４までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する旅行サービス手配業務に関する研修（以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。）の課程を修了したもの又は第２８条第５項第１号若しくは第２号に掲げるものでなければならないこととなっている（旅行業法第２８条第５項）。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、政府によるイベント等の開催自粛要請等を踏まえ、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の開催を延期とすることがあることから、各旅行サービス手配業者に所属する旅行サービス手配業務取扱管理者（営業所において選任しようとする旅行サービス手配業務取扱管理者に限る。）の旅行サービス手配業務取扱管理者研修の受講については、以下（１）の扱いとする。

- (1) 令和２年３月１日から令和３年３月３１日までの間に新たに登録を受けようとする旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者が申請日までに旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講できない場合には、旅行サービス手配業者の代表者名で、令和３年３月３１日までの間に旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りることとする。